

# 沖縄戦等による戦没者の尊厳を守るための条例案

## 賛同のお願い

2024年1月1日

戦没者遺骨混入土砂を埋立に使わせない条例研究会 徳田博人・具志堅隆松

私たちは、戦没者の遺骨が混じる土砂を埋め立に使わせないため、3年がかりで県条例案を検討してきました。逃げ場のない生き地獄だったこの地の土を軍事基地のために使うことは、戦没者をもう一度殺すことになると感じたからです。

先輩たちは、生き残った者として負債の重さに耐え、戦争を回避できなかった過ちを正すことが戦没者の尊厳を守る道と考えました。そして、命を守り平和を創造する不戦沖縄を再建するため苦勞してきました。

みなさまに賛同をお願いするのは、過去と現在をつなぎ未来を拓く条例案です。補強修正のご意見を吸収し、1~2月に県知事と県議会に提出します。

## 立案の基本視点

私たちの基本視点は次の5点ですが、そのすべてが条文になるわけではありません。

- (1) **戦没者の声**：私たちには命を守り平和を創造する歴史的使命があります。なぜなら、沖縄戦の戦没者に加えて、異国で戦死した県民や戦後米軍基地による事件・事故の犠牲者の声が聞こえてくるからです。
- (2) **非戦・非軍事の精神**：常備軍を持たない琉球の伝統と平和憲法の非戦・非軍事の精神を基本とし、遺骨の収集と慰霊・追悼、戦争遺跡の保存・活用、沖縄戦の教訓の継承などに努めるとともに、軍事基地の撤去をめざします。
- (3) **全県史跡文化財**：沖縄は、戦跡国定公園だけでなく全県が戦争遺跡です。住民が集団自死を強いられた場所や軍人が集団自決したガマ、県外や旧植民地の出身者を慰霊する場などを史跡文化財として整備するよう求めます。
- (4) **遺骨の埋蔵地**：目視困難な細片を含む遺骨は、沖縄全土に埋蔵されています。その収集と遺族の確認を徹底するとともに、激戦地の公有地化によって細片遺骨を現場に安置できるようにすることをめざします。
- (5) **国の戦争責任**：戦争と戦後処理の責任は国にあります。したがって、この条例に定める施策に要する経費は政府に全額負担を求めます。それでも必要があれば、県がクラウドファンディング等によって補填するよう求めます。

◎**連絡先**：賛同していただける方は、お名前+居住地（県内市町村と字の名）を下記のいずれかにお知らせ下さい。

090-8294-3299: koba752017@yahoo.co.jp（小橋川）。080-4343-4335: kouno0206@hotmail.com（河野）。

090-1948-6003: keiko2763@icloud.com（渡具知）。090-9784-6411: angelheartmini@icloud.com（比嘉）。

090-4703-8169: yuuichi2492@yahoo.co.jp（福田）。